

東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース

2026年3月号 | Volume 52

目次

01	今月のハイライト	p.1
02	各国税務ニュース(2026年3月1日時点)	p.2-3
	シンガポール オーストラリア インドネシア タイ マレーシア ベトナム	
03	セミナー情報	p.4
04	各国問い合わせ先	p.5

今月のハイライト

- シンガポール財務省は2026年2月12日に2026年度予算案を公表しました。本予算案には複数の税制改正項目が盛り込まれています。また、シンガポール内国歳入庁(IRAS)は同月、電子インボイスの導入に関するスケジュールを公表しました。全てのGST課税事業者は、年間の売上規模に応じて、今後段階的に電子インボイスの導入が義務化されます。
- オーストラリアにおいて、Pillar 2に関する税務申告書の免除の対象となる企業などが規定されました。この規定は一定の要件を満たし、かつ納税額がゼロである場合に限り申告書の提出を免除することで、納税者のコンプライアンス負担を軽減することを目的としています。
- インドネシア財務大臣は2025年12月31日にインドネシア租税条約の実施手続きを更新するため、PMK-112を公布しました。PMK-112は、国内納税者による租税条約適用手続き、外国納税者による租税条約の適用手続きについて、それぞれ実施内容を更新しています。

シンガポール



2026年度予算案の公表

財務省は2026年2月12日に2026年度予算案を公表しました。税制改正に関する主なトピックは下記のとおりです。各改正に係る詳細な情報は各当局から今後公表される予定です。

- 全てのシンガポール法人に対する40%の法人税のリベート(最大30,000シンガポールドル)の導入
- 海外市場開拓活動に係る経費の200%所得控除(Double Tax Deduction for Internationalisation: DTDi)スキームの拡充
- 投資促進税制(Enterprise Innovation Scheme: EIS)の拡充
- 金融セクター向けの源泉税の免除措置の延長
- ファイナンス&トレジャリーセンター・インセンティブ(FTC)の延長
- グローバル・トレーダー・プログラム(GTP)の延長

電子インボイスの導入時期の公表

内国歳入庁(IRAS)は、2026年2月に電子インボイス(GST InvoiceNow)の導入スケジュールを公表しました。全てのGST課税事業者は、年間の売上規模に応じて対応する必要があり、2028年4月1日から2031年4月1日にかけて段階的に導入が義務化されます。

オーストラリア



オーストラリア資産の外国所有権登録に関する期間延長

2026年1月9日に発効した法律文書により、オーストラリア資産の外国所有権に関する登録通知の提出期限を、登録官が延長することを認めています。

Pillar 2に関する規則の改正

オーストラリアのPillar 2に関するグローバルおよび国内最低課税規則に改正が行われました。これらの改正には、証券化事業者が軽課税所得ルール(UTPR)のトップアップ税を支払う義務を負う限定的状況の明確化、国内最低税(DMT)規定に対する軽微な改正などが含まれています。本改正は、2024年1月1日以降に開始する事業年度に遡及適用されます。

オーストラリアのPillar 2に関する税務申告書の提出免除

Taxation Administration(Exemptions from Requirement to Lodge Australian IIR/UTPR Tax Return and Australian DMT Tax Return) Determination 2025において、オーストラリア所得合算税制(IIR)／軽課税所得ルール(UTPR)税務申告書およびオーストラリア国内最低課税(DMT)税務申告書の提出が免除される、対象企業などについて規定しています。

オーストラリアのPillar 2に関する提出義務への移行的アプローチ

オーストラリア国税庁(ATO)は、オーストラリアのPillar 2に関するルールに基づいて発生する、提出義務に関して、罰則の執行に対するATOの移行的アプローチを定めた実務コンプライアンスガイドラインであるPCG 2025/4を最終化しました。

Public CbC reportingの免除ガイダンスの最終化

ATOは、Public CbC reporting制度(Public CbCR)により課される義務に関する背景、および当該義務から事業者を免除するために租税長官に与えられた権限に関するガイダンスを提供する法務行政実務声明であるPS LA 2025/2を最終化しました。

詳細は、[Monthly Tax Update February](#)をご参照ください。

インドネシア



インドネシア租税条約の実施に関する最新動向

2025年12月31日、財務大臣は、インドネシア租税条約の実施手続きを更新するため、PMK-112を公布しました。PMK-112は、国内納税者による租税条約適用手続き、外国納税者による租税条約の適用手続きについて、それぞれ手続き内容を更新しています。

2026年における戸建住宅および集合住宅に対する付加価値税(VAT)優遇措置の延長/2026年における政府が負担する第21条所得税に係る優遇措置の延長/義援金・寄付金・助成金に係る所得税の取り扱いに関する更新

2025年12月31日、財務大臣は、以下を発行しました。

戸建住宅および集合住宅に対する付加価値税優遇措置に関するPMK-90を発行しました。政府は、住宅セクターにおける購買力を刺激することでインドネシアの経済成長の持続可能性を維持することを目的として、2023年から本優遇措置を実施しています。

2026年の経済刺激策の一環として、一定の所得に対する政府が負担する第21条所得税に関するPMK-105を発行しました。これは、2025年にPMK-10およびPMK-72のもとで実施された同プログラムを延長するものです。

義援金、寄付金(ザカートまたはその他の宗教的寄付を含む)、および助成金に係る所得税の取り扱いに関するPMK-114を発行しました。PMK-114は、複数の財務大臣規則(PMK-245、PMK-254、PMK-76、PMK 90)を廃止し、統合するとともに、既存の関連政府規則を単一の規則に統合することで、整合性と一貫性を確保しています。

タイ



個人所得税の外国税額控除適用に関する更新

タイ歳入局は、2024年1月1日以降に国外源泉所得をタイに持ち込む個人納税者向けの詳細なガイドラインを公表しました。本ガイドラインでは、国外源泉所得がタイで課税対象となる場合、税務上の居住地の判定基準、および租税条約に基づく外国税額控除の請求方法が明確化されています。

マレーシア



印紙税の自主開示プログラムのガイドライン

マレーシア内国歳入庁は、2026年1月28日に、印紙税の自主開示プログラムのガイドラインやFAQを公表しました。主な内容をまとめると、以下のとおりです。

- 実施期間: 自主開示プログラムの実施期間は、2026年1月1日から2026年6月30日までです。
- 対象文書: 2023年1月1日から2025年12月31日までの期間に作成されたが、印紙税が納付されていない課税文書が対象になります。
- 実施期間中に対象文書に係る印紙税を納付した場合、納付遅延のペナルティーが免除されます。免除のための申請は不要です。
- 特別自主開示プログラム中に納税された対象文書は、その後の税務調査の対象外となります。

ベトナム



民間部門のインセンティブと支援を強化する新規則

2026年1月15日、政府は決議198/2025/QH15の一部規定に関するガイダンスを示す政令第20号を発行しました。同日に施行されましたが、2025年課税年度に適用される条項、または決議198の施行日である2025年5月17日から効力を持つ条項については例外となります。

政令第20号は、決議198に含まれる民間部門および革新的企業向けの税制優遇と支援に関する指針を示しています。

新VAT(付加価値税)規制

2025年12月11日、国会は付加価値税法(第48/2024号)を改正する法律である第149/2025号を可決しました。さらに、政府は同法に関するガイダンスとなる政令第359/2025号を発行しました。これらの改正は2026年1月1日から施行され、VAT還付に関する既存の課題の解決、農業部門の支援、そして世帯経営および個人事業者に対する規定の更新を目的としています。

2026 年度税制改正速報解説

PwC 税理士法人は 2026 年 2 月 6 日(金)より、2026 年度税制改正の主な改正項目について解説するオンラインセミナーをオンデマンド配信します。

配信期間:2026 年 2 月 6 日(金)~6 月 30 日(火)

戦略的アウトソーシングによる税務の複雑化と人材不足への対応—生成 AI 活用の潮流と取り組み—

本セミナーでは、企業の内部リソース(インソーシング)と、外部専門家のリソース(アウトソーシング)を戦略的に組み合わせることで、業務の全体最適化を促進するサービスである Tax Transformation Accelerator をご紹介します。また、業務効率化やナレッジ、ノウハウの蓄積において必須となる生成 AI の活用に関して、経理・税務部門でのトレンドや取り組みについてお話しします。

配信期間:2025 年 7 月 24 日(木)~2026 年 6 月 30 日(火)

日豪税務コネクト— 2026 Tax filings - latest rules, changes and developments

2026 年を迎え、オーストラリアの事業年度である 12 月決算または 3 月決算を採用する企業は、まもなく 2026 年度の確定申告プロセスに入ります。近年のオーストラリアにおける税制改正や厳格化する情報開示要件に適切に対応することが求められています。

本ウェブキャストでは、直近の税制改正を踏まえ、特に日系多国籍企業のオーストラリア子会社が注意すべき税務コンプライアンスのポイントを解説します。具体的には、法人税申告における最新の情報開示要件や、情報開示が必要な重要な税制ルールを取り上げ、2026 年度の確定申告準備に役立つ情報を日本語でご提供します。特に、ハイブリッドミスマッチルール、Pillar 2、DDCR、移転価格関連の事項は、オーストラリア国内だけでなく日本本社による適切な関与も不可欠なテーマとして扱います。

配信期間:2026 年 3 月 18 日(水)~

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwC の貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者	神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwC インドネシア パートナー)	
PwC 税理士法人(日本)	神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融・不動産)	
PwC インドネシア	菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井 和光、深澤 直人、濱田 孝一、井上 由貴、塩澤 祐人、浅井 広太郎、猪原 匡史、余村 裕樹	問い合わせ先: id_jbd@pwc.com
PwC タイ	魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦	問い合わせ先: th_jbd@pwc.com
PwC ベトナム	今井 慎平(カントリーリーダー)、杉本 有里、金原 悠也、武田 勇人	問い合わせ先: vn_jbn@pwc.com
PwC フィリピン	東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔	問い合わせ先: ph_jbd@pwc.com
PwC マレーシア	杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、緩詰 真梨子	問い合わせ先: my_pwc_japandesk@pwc.com
PwC シンガポール	ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、宮尾 祥平、松本 弥生、青地 駿一、野木 玄	問い合わせ先: sg_japan_desk_tax@pwc.com
PwC オーストラリア	寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、長尾 林太郎、信夫 将	問い合わせ先: au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

<http://www.pwc.com/jp/tax-academy>

バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 カ国に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は <http://www.pwc.com> をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.